

埼玉の 暮らしと 社会保障

2020年4月1日発行 第288号

(毎月1回発行)

発行 埼玉県社会保障推進協議会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-1 2-8 自治労連会館1階

TEL 048-865-0473 FAX 048-865-0483

ホームページは「埼玉社保協」で検索ください

大変な時こそ、みんなで力を合わせて乗り越えていこう

国会行動埼玉デー



東日本大震災から9年が経った3月11日(水)、国会議員会館で第4波国会行動埼玉デーがおこなわれ、6団体56人が参加しました。この日は新型コロナウイルスの感染拡大に配慮して、短時間で集会を行いました。

開会あいさつで島野書記次長は「大震災から九年経ったが、いまだに約48,000人が避難生活をしている。新型コロナウイルスの影響で今年の追悼式典は中止となったが、来年で式典自体も終了となる。ここで線引きをせず引き続き支援をしていく必要がある」と語りました。また「この間の新型コロナウイルスへの首相の対応により、首相の管理能力の低さ、想像力の欠如具合が明らかになったと思う。そのなかで政府は新型インフルエンザ対策特別措置法改正案の成立を狙っている。これによって私たちの人権に制限がかかる可能性がある。政府による強行突破を許さず、今日の行動で訴えていこう」と呼びかけました。

各団体の報告では、埼商連、新婦人、埼玉土建、平和委員会の方が発言をおこないました。埼玉土建からは飯塚副委員長が発言。「新型コロナは分会の会議や拡大にも影響しているが、そのなかでも仲間増やしをすすめて、狭山支部は早くも目標を達成した。大変な時こそ、みんなで力を合わせて乗り越えていこう」と訴えました。

議員要請行動では、社会保険料の負担軽減を求める要請と署名40,947筆、社会保障制度の拡充を求める要請と団体署名265筆、個人署名6,839筆を提出しました。参加した仲間からは「自民党の野中議員の秘書が、珍しく話を聞いてくれた」と感想がありました。

(埼玉土建 本部教育宣伝部 苗村 泰平)

新型コロナウイルスの感染拡大が深刻

民医連、「感染予防」

「受診抑制を防げ」県へ要請

新型コロナウイルスの感染拡大が深刻です。政府の対策の遅れに加え、突然のイベント自粛や学校休校の要請は国民生活に大きな困難を招きました。3月26日に対策本部会議を開いた埼玉県は、首都圏で爆発的な感染拡大(オーバーシュート)が生じる可能性が高まったとして、県民に週末の「不要不急の外出自粛」を大野元裕県知事が要請しました。医療生協さいたま・埼玉民医連ではこうした事態の中、次の取り組みをすすめています。

まず、自分でできる感染予防策としては、「①石鹸での手洗い・消毒」「②咳エチケット」の実施。活動の留意点として、「①換気の悪い密閉空間」「②多くの人が密集する」「③近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話」という3条件(密閉・密集・密接)が重なる場を避けて適切な対応をすること。十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めることなど、お知らせしています。



県民の生活を守る取り組みでは、社保協や県民要求実現埼玉大運動実行委員会とともに埼玉県に要望書を提出しました。国保税滞納世帯でも医療を受けられるように資格証明書でなく短期保険証を交付すること。医療・介護などのサービスを継続するためのマスクや消毒用アルコールを事業者に早期に提供することなどを求めています。また、国保加入者でもCOVID-19による休業に傷病手当金を支給する市町村に対して国が全額特例的財政支援を行うという対策が示されました。県内市町村への要請を急いで具体化する予定です。(3月31日時点の状況を踏まえた記事です)

(埼玉民医連 保土田 毅)

埼玉県議会 2月定例会が閉会

大野知事、初となる2020年度予算が

全会一致で成立

自粛と補償は一体で

今こそ社会保障の充実を

2月定例会が2月20日から3月27日まで行われ、大野元裕知事が提出した初の予算案が全会一致で採択されました。全会一致は日本共産党県議団が賛成したことによるもので、畑和革新県政以来初で、柳下団長は「県民の利益を最優先に、予算全体としては賛成」との声明を発表しました。新型コロナウイルス感染の拡大が進行する中で、緊急に補正予算が2度提出されるなど、水害対策など先手の対応や予算を評価しています。医師不足対策でも、前年8826万円増やし8億5745万円の医師確保予算となっています。

埼玉社保協では、1月21日に行われた病院問題での県担当課レクチャーで、「埼玉県では3つの病院問題①県内7秒を含む全国424公立公的病院再編統合問題、②県立4病院の地方独立行政法人化問題、県総合リハビリテーションセンター「在り方」について、県の方針を確認しました。しかし県の説明は、国の言っていることと同じで本当に埼玉の医療を守ろうという姿勢に不安を感じるものでした。特に、県立4病院の地方独立行政法人化予算7億5995万円が成立し、2021年度から県直営から独立行政法人として運営することになりました。県議会の質疑で「今後も県が支援する事に変わらない」と答弁していますが、むしろ増床や新設など県民の医療要求に応えた拡充こそが求められていると考えます。他の懸念される問題では、県学力学習状況調査実施事業費(2億1982万円)消費生活センターの川越・春日部支所の廃止、水資源開発事業(八ッ場ダムや思川間発)などの懸念される予算も含まれています。

県の特別会計として国民健康保険事業も成立しました。歳入が6045億1130万円で、市町村からの納付金は1807億6081円(29.9%)、国庫負担金が1700億7520万円(28.1%)、前期高齢者交付金1991億262万円(32.9%)、繰入金388億1327万円(6.4%)などとなっています。納付金は前年より143億円減額になりました。今年度は県国保運営方針(6年計画)の中間見直しを行う予定となっています。すでに、県と市町村の国保課との協議が終わり4月末の国保運営協議会に提案されます。国は、一般会計からの繰入解消や国保税の県内統一について年度を設定して計画をつくるよう迫っています。

新型コロナ対策として政府は、休業補償など特例で対応する施策を発表していますが、休業の保障や医療の保障などは通常から求められる制度です。424公立・公的病院の再編・統合の議論は断念すべきです。こうした状況だからこそ、医療費や介護などの社会保障の国民負担は無料化すべきであると考えます。

新型コロナ感染拡大

国保で2つの特例措置

「資格証明書世帯に短期証」と

国保で「傷病手当金を支給」

新型コロナウイルス感染症が広がるなかで、厚労省は二つの特例措置の事務連絡を全国に通知しました。資格証明書の発行世帯に対して短期保険証として扱うこと、国保に加入する被用者に対して「傷病手当金を支給」というものです。

資格証明書世帯に短期保険証を

コロナ感染で受診抑制とならないように

厚労省が2月28日付の事務連絡として通知した、「資格証明書」の世帯に対する短期保険証の取り扱いについて、埼玉社保協は3月10日に埼玉県と県内の市町村に向けて「資格証明の発行世帯に対して直ちに短期保険証を送付するよう」求める要請書を提出しました。

これは、国保で「資格証明書」が発行されている世帯で、新型コロナウイルスに感染した疑いがあり「帰国者・接触者外来」を受診した場合は「短期保険証」とみなすようにとの事務連絡となっています。埼玉社保協の要請書では、低所得者などが必要な検査や治療が受けられるように、経済的理由などから受診抑制とならないよう、直ちに対応することが求められています。特に、こうした特例措置は大きく報道されていないこともあり、当該の国保世帯への周知が行われていません。特例的な今回の措置について、分かりやすい説明とともに資格証明書発行世帯について「短期保険証」を直ちに交付することが求められます。

国保世帯とともに、医療機関に対しても周知を徹底しておくことは重要です。

また、「短期保険証」の扱いとされた場合でも、新型コロナウイルス感染ではなくても治療が必要な場合は、病院窓口で医療費の3割分の負担が発生します。この自己負担分の支払いが困難であることを理由に、コロナ感染の問い合わせもできない経済的困窮者に対する対応が重要です。体調不良や既に罹患している病気の治療中断をどう防ぐかが大切で、国保法44条による一部負担金の減免の制度が重要な役割を發揮します。77条による国保税減免と併せ、実効ある制度となるように拡充することが求められています。

すでに、4人のウィルス感染者が確認された熊本県熊本市では3月3日に資格証明書発行の491世帯747人に対して「短期保険証」を郵送する対応を行っています。

国保で「傷病手当金を支給」

厚労省は3月10日付で、新型コロナウイルス感染した国保に加入する被用者に対して「傷病手当金」が1月から9月末までと期間を限定し、特例で支給すると事務連絡を通知しました。感染が疑われる場合も対象となり、連続して労務に服することができない場合に4日目から給与の3分の2が支給されます。協会けんぽなど被用者保険で行っているように傷病手当金申請書に医師で診断の記載が必要で、最長1年6か月間です。

しかし問題なのは、国保世帯には自営業やフリーランスで働く方の多く加入していますが、国の事務連絡では対象を被用者対象としていることです。このままでは、自営業やフリーランスで働く方が対象外となってしまいます。

この問題について、3月26日参議院厚労委員会で日本共産党の倉林明子参議院議員が質問したところ、「対象拡大も市町村長の判断で可能だ」と浜谷浩樹保険局長が答弁しました。たいへん朗報ではありますが、対象拡大は市町村の責任とする答弁です。このやり方は国の責任放棄です。国の責任を明確にすることが重要と考えます。費用は全額国の負担で、対象拡大も行う事を明記した事務連絡を国・厚労省は再度通知すべきです。

同時に、具体化を急ぐよう市町村に対して要請していくことも重要であると考えます。次の議会を待っているのは何か月か先になってしまいます。先の浜谷局長答弁では「専決処分はありうる」と述べています。

国保の傷病手当金の対象拡大をさせつつ、具体化を急ぐこと、周知徹底を行うこと、感染した方がどのように手続きを行うか簡素で迅速な事務手続きの方法等の検討も重要です。3月26日の倉林議員の国会審議の議事録が届いています。私たちは市町村に対して、この国会の議事録を示して対象拡大を要請していきましょう。

(埼玉社保協 川嶋 芳男)



東埼玉病院は

再編統合ではなく拡充を

昨年9月の「公立・公的病院の再編・統合」リストに蓮田市にある独立行政法人国立病院機構東埼玉病院(東埼玉病院)がありました。12月市議会の一般質問後、「東埼玉病院が無くなってしまふの?」「どうなっちゃうの?」「無くなっては困る」という不安な声に押され、医労連事務局長を講師に、学習会を開くことになりました。

学習会には市議会議長を含む市議が8人と東埼玉病院の患者や家族、ボランティア、病院職員、病院に隣接する特別支援学校元教員など48人が参加。それぞれの立場から発言があり、東埼玉病院が民間では難しい筋ジストロフィーや神経難病、重度心身障害、エイズ、結核、膠原病等の専門的な医療を担っていること。また、地域在宅医療の医療・介護の連携推進に欠かせない病院であることが確認されました。

学習会後、市長に国・県・利根地域医療構想調整会議に患者・家族・医療従事者や地域住民の切実な声が届くよう働きかけることを訴えたところ、利根地域医療構想調整会議の資料も用意され、東埼玉病院院長との懇談が実現しました。

コロナの影響で私たちが予定していた宣伝活動を中止する一方で、学習会に参加していた自治連合会副会長(医療関係の仕事)さんが自治連合会で医労連の署名をすすめてくれました。

その結果、蓮田市議会の意見書の文面は、私たちの原案から「国においては、公立・公的病院の『再編統合』の撤回をすること」が抜けてしまいましたが、「独立行政法人病院機構・東埼玉病院の存続・拡充を求める意見書」となりました。



(蓮田市社保協 高岩 増子)

第28回埼玉社会保障学校

日時 9月5日(土) 10時~16時30分

会場 ときわ会館5F(大ホール)

◇講師決定◇ 第1講座 堅 十萌子 弁護士

第2講座 芝田 英昭 立教大学教授

第3講座 増田 剛 全日本民医連会長

2020年度自治体要請キャラバン行動

新型コロナの感染防止対策を万全に 6月23日からの日程を市町村へ通知

2020年度の自治体要請キャラバン行動は、6月23日から7月3日の期間に例年どおり63市町村を訪問する計画です。新型コロナウイルスの感染拡大が続く状況ですので、集団感染のリスク対策を行うとともに、体調不良の場合は参加を回避することなどについての事前の確認も重要となっています。国会では改定した新型インフルエンザ等特別措置法による「緊急事態宣言」の発動を行う可能性もありますので、状況をよく見極めた対応を行っていく方針です。また、市町村への要望では、新型コロナ感染に関連し、市民のいのち、健康、暮らしを守る対応を要請します。国保では、「資格証明書発行するな」「傷病手当金の支給対象拡大」「子ども均等割軽減」「低所得者軽減」などを求めます。また、県知事が「子ども医療費の完全現物給付化」を政策に掲げている問題で、市町村の意向を聞き、早急に実現するよう運動をすすめます。人員不足が深刻な介護、障害者福祉、保育の分野では新型コロナ感染による様々な影響が懸念されており必要な対策を求めます

さて、市町村に対して事前のアンケートをお送りし4月末までに回答を依頼しました。5月末までには集計を行い、アンケートの特徴や懇談の際の注意点などをまとめる作業を行う予定です。6月からは各地域で、事前の学習会や意思統一を行っていただけるよう、資料集の発行を準備します。

今回の事前のアンケートでは、医療、介護、障害者福祉、子育て、生保の5分野に税金の障害者控除を追加しました。医療では、国保で滞納世帯の差押えの状況、執行停止状況などを新たに追加しました。障害者福祉では障害者支援施設、グループホーム、ショートステイなどの項目の整理を行いました。その他は大きな変更はありません。税金控除では「市町村長等の判断」とされる障害者控除の範囲や基準を新規で設定しました。

要望書については、4月末までに内容を決定し市町村へ送付する予定です。

なお、市町村へ訪問する日程については、議会や会場確保の都合などにより、埼玉社保協が提示した日程案の変更が例年行われています。日程案の変更は、4月23日の運営委員会で報告しますので確認をお願いします。

また、国が緊急事態宣言を行うなど事態が急変した場合には、必要な対応を行うこととなります。よろしくお願ひします。

(埼玉社保協 川嶋 芳男)

自治体要請キャラバンコース日程表(2次案)

3月6日の運営委員会で発表した第1次案が下記のように変更になっています。

- ①3コース AM吉川・PM松伏→AM松伏町・PM吉川市
- ②4コース 久喜6/23→6月30日AM/
- ③5コース 三郷市 6/24→7月2日PM/
- ④6コース 杉戸町 6/24 →6月30日PM/
- ⑤8コース 熊谷市 6/24→7月3日AM/
- ⑥15コース 草加市6/26→6/30AM/
- ⑦20コース 川口 6/30→7月8日AM/
- ⑧33コース ときがわ・鳩山→AM鳩山・PMときがわ/

日程	曜	コース	懇談時間	
			①10時～11時30分	②14時～15時30分
6月23日	火	1	蓮田市	さいたま市
		2	川越市	川島町
		3	松伏町	吉川市
		4		幸手市
6月24日	水	5	越谷市	
		6		春日部市
		7	富士見市	ふじみ野市
		8	深谷市	
6月25日	木	9	桶川市	北本市
		10	長瀨町	皆野町
		11	毛呂山町	越生町
		12	滑川町	嵐山町
6月26日	金	13	加須市	鴻巣市
		14	白岡市	宮代町
		15		八潮市
		16	日高市	飯能市
6月30日	火	17	上里町	神川町
		18	吉見町	東松山市
		19	坂戸市	鶴ヶ島市
		20	久喜市	杉戸町
		21	草加市	
7月1日	水	22	寄居町	横瀬町
		23	志木市	新座市
		24	本庄市	美里町
		25	小川町	東秩父村
7月2日	木	26	入間市	狭山市
		27	上尾市	伊奈町
		28	行田市	羽生市
		29	秩父市	小鹿野町
		30		三郷市
7月3日	金	31	朝霞市	和光市
		32	所沢市	三芳町
		33	鳩山町	ときがわ町
		34	蕨市	戸田市
		35	熊谷市	
7月8日	水	36	川口市	